

法人の基本情報

法人の名称	公益財団法人名古屋ケーブルビジョン		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	この法人は、高層建築物等の原因によるテレビジョン放送の受信障害を解消することにより、公共の福祉の増進に寄与すること。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	愛知県	名古屋市中区新栄二丁目46番6号	

運営組織に関する重要な事項【公益財団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 評議員、理事及び監事のその他の状況

	評議員、理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)		
		(うち常勤)		うち、退職手当の額	
評議員	14 人	0 人	円		円
理事	10 人	1 人	12,000,000 円	0	円
監事	2 人	0 人	円		円

定款の条項	第16条
-------	------

(2) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	11 人	うち常勤	11 人
------	------	------	------

(6)評議員会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	令和6年5月10日	<決議の省略による方法> 1 評議員3名の補欠選任の件 2 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日
評議員会	令和6年6月21日	第1号議案 令和5年度事業報告の件 第2号議案 令和5年度決算の件 第3号議案 評議員選任の件 第4号議案 理事選任の件 第5号議案 監事選任の件
評議員会	令和6年8月19日	<決議の省略による方法> 1 理事1名の補欠選任の件 2 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日
評議員会	令和7年1月31日	<決議の省略による方法> 1 評議員1名の補欠選任の件 2 本提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる日
理事会	令和6年4月22日	<決議の省略による方法> 1 評議員推薦の件 2 令和6年度第1回評議員会への提案の件 3 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日
理事会	令和6年5月31日	(代表理事及び業務執行理事の職務執行報告) 第1号議案 令和5年度事業報告の件 第2号議案 令和5年度決算の件 第3号議案 評議員推薦の件 第4号議案 理事推薦の件 第5号議案 監事推薦の件 第6号議案 令和6年度定時評議員会開催の件
理事会	令和6年6月21日	<決議の省略による方法> 1 代表理事1名選定の件 2 業務執行理事1名選定の件 3 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日
理事会	令和6年8月2日	<決議の省略による方法> 1 理事推薦の件 2 令和6年度第3回評議員会への提案の件 3 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日
理事会	令和7年1月17日	<決議の省略による方法> 1 評議員推薦の件 2 令和6年度第4回評議員会への提案の件 3 本提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日
理事会	令和7年3月5日	(代表理事及び業務執行理事の職務執行報告) 第1号議案 令和7年度事業計画の件 第2号議案 令和7年度予算の件 第3号議案 令和7年度における資金の運用執行方針及び計画の件

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	①CTS監査法人(名古屋市東区葵)と外部監査契約を締結し、同法人による監査(任意)を受けている。 ②税理士野村事務所(名古屋市東区筒井)と業務契約を締結し、同事務所による消費税等の確定申告等、税に関する事務を委託している。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A001107
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人名古屋ケーブル ビジョン

事業活動に関する重要な事項(規則第46条第1項第3号)

(1) 寄附を受けた財産の額

寄附を受け た財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(2) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	121,853,601 円
-------------	---------------

(3) 資産、負債及び期末純資産の額

資産額	3,406,172,890 円	負債額	983,813,186 円
		期末純資産額	2,422,359,704 円
		うち公益目的事業会計の純資産額	2,029,238,984 円

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

保有の有無	保有していない		
他の団体の意思決定に 関与することができる財産の内容		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の名称	財産の名称		
			%
			%

※ 上場企業の株式であって、当該企業の株式等の5%を超えない範囲で保有するものについては、記載を不要とします。

また、上場企業については、当該企業の業務の内容について省略して差し支えありません。

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

(5) 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

関連当事者との取引の有無	無
--------------	---

関連当事者との取引がある場合には、財務諸表に注記されます。

(6) 海外への送金に関する事項

海外送金等取引の有無	無	リスク軽減策の有無	無
------------	---	-----------	---

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A001107
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人名古屋ケーブル

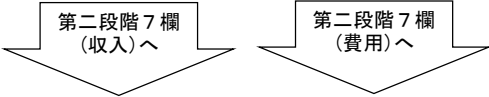
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄－3欄＋4欄－5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1		2	3	4	5	6
公	1	396,975,092 円	299,473,587 円	0 円	0 円	97,501,505 円
公		円	円	円	円	0 円
計		396,975,092 円	299,473,587 円	0 円	0 円	



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

収益では、為替相場の円安基調や償還債券の買い替えにより運用益等が増えたことによる。

公益目的事業会計における評価損益等調整前当期経常増減額53,842,973円と令和5年度の収支相償の未解消額43,658,532円との合計額97,501,505円は、次表の令和6年度の設備改修等工事に関連するなどの公益目的事業用に取得した設備投資額48,436,602円に充当し、この充当後の収支相償の未解消額49,064,903円は、令和7年度の公益目的事業用に取得する設備投資額(令和7年度収支予算 設備投資の支出の見込額59,300,000円)の一部に充当します。

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	収入－費用
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	396,975,092 円	299,473,587 円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	396,975,092 円	299,473,587 円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		10	円	円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	円	
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12	円	
合計(9欄～12欄)		13	396,975,092 円	299,473,587 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入－費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱
公益目的事業会計における評価損益等調整前当期経常増減額53,842,973円と令和5年度の収支相償の未解消額43,658,532円との合計額97,501,505円は、次表の令和6年度の設備改修等工事に関連するなどの公益目的事業用に取得した設備投資額48,436,602円に充当し、この充当後の収支相償の未解消額49,064,903円は、令和7年度の公益目的事業用に取得する設備投資額(令和7年度収支予算 設備投資の支出の見込額59,300,000円)の一部に充当します。

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A001107
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人名古屋ケーブル

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	299,473,587 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	313,241,737 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	95.6 %

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	4	299,473,587 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	5 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	6 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	7 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	8 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	9 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	10 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	11 0 円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12 0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	299,473,587 円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	14	0 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	15 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	16 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	17 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	18 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	19 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	20 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	21 0 円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22 0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0 円

管理運営費用額の計算		
管理費の額(別表B(5)Ⅰ欄より)	24	13,768,150 円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5)Ⅱ欄より)	25 0 円
	融資に係る費用額(別表B(5)Ⅲ欄より)	26 0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5)Ⅳ欄より)	27 0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5)Ⅴ欄より)	28 0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5)Ⅵ欄より)	29 0 円
	引当金の取崩額(別表B(5)Ⅶ欄より)	30 0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5)Ⅷ欄より)	31 0 円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32 0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	13,768,150 円

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A001107
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人名古屋ケーブル ビジョン

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算される
ことになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。）

資産の部			負債の部		
流動資産計	1	94,387,804 円	流動資産に直接対応する負債の額	6	32,772,837 円
固定 資産	控除対象財産（別表C(2)から転記）	2 2,953,178,496 円	控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3 358,606,590 円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	871,763,349 円
	固定資産計 5欄-1欄	4 3,311,785,086 円	引当金勘定の合計額 35欄	9	79,277,000 円
			その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
			負債計 26欄	11	983,813,186 円
正味財産の部					
			一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円
			指定正味財産の額 33欄	13	8,000,070 円
			一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	2,414,359,634 円
			正味財産計	15	2,422,359,704 円
資産計	5	3,406,172,890 円	負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	3,406,172,890 円

2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	299,473,587 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）	19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額（別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ)）	23	円
計（17欄+18欄+19欄）	20	299,473,587 円	控除額計（21欄+22欄+23欄）	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	3,406,172,890 円	控除対象財産の額 2欄	28	2,953,178,496 円
負債 11欄	26	983,813,186 円	対応負債の額 39欄	29	802,682,761 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄（0以下の場合は0）	30	271,863,969 円

4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法			公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
			公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	円	控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	2,953,178,496 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	円			
指定正味財産の額 13欄	33	円	指定正味財産の額 13欄	33	8,000,070 円
31欄-32欄-33欄	34	0 円	31欄-33欄	34	2,945,178,426 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円	引当金勘定の合計額 9欄	35	79,277,000 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	円			
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	その他負債の額 11欄-35欄	37	904,536,186 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円	一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	2,414,359,634 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	802,682,761 円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	299,473,587 円
遊休財産額 30欄	41	271,863,969 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

別表H(1) 当該事業年度末日における
公益目的取得財産残額

事業 年度	自	令和6年4月1日	法人コード	A001107
	至	令和7年3月31日	法人名	公益財団法人名古屋 ケーブルビジョン

公益目的取得財産残額とは、毎事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額は、以下の計算により算定します。

公益目的増減差額 + 公益目的保有財産 = 公益目的取得財産残額

このうち、公益目的増減差額とは、公益に充てられるべき資金（流動資産）であり、以下の計算により算定します。

前事業年度末日の公益目的増減差額 + 当該事業年度に増加した公益目的事業財産 - 当該事業年度の公益目的事業費等
= 当該事業年度末日の公益目的増減差額

1. 公益目的増減差額

当該事業年度末日の公益目的増減差額(2欄 +14欄-20欄。マイナスの場合は零)	1	111,000,843 円
---	---	---------------

時価法を適用する金融資産に対して、時価評価を反映した差額の加減を既に1欄において行っている場合は「レ」を記載します。

前事業年度の末日の公益目的増減差額	2	0 円
-------------------	---	-----

当該事業年度に増加した公益目的事業財産			
上損 の益 数計 値算 書 (公 益 目 的 事 業 会 計)	寄付を受けた財産の額	3	0 円
	交付を受けた補助金等	4	0 円
	公益目的事業に係る対価収入	5	247,284,175 円
	収益事業等から生じた利益のうち公益目的事業財産に繰り入れた額	6	0 円
	社員が支払った経費の額 【公益社団法人のみ記入】	7	0 円
	公益目的保有財産の運用益等 (5欄に参入した額を除く)	8	98,267,531 円
	公益目的事業に係る引当金の取崩額	9	0 円
	公益目的保有財産に係る調整額(22欄-21欄)(マイナスの場合は零)	10	38,848,544 円
	合併により承継した他の公益法人の公益目的取得財産残額	11	0 円
そ の 他 の 数 値	認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の増加額	12	0 円
	3欄~12欄の他、定款等の定めにより公益目的事業財産となった額	13	33,294,270 円
	当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄~13欄の合計)	14	417,694,520 円

当該事業年度の公益目的事業費等			
上損 の益 数計 値算 書 (公 益 目 的 事 業 会 計)	公益目的事業費の額 (財産の評価損等の調整後の額)	15	299,473,587 円
	15欄の他、公益目的保有財産に生じた費用及び損失の額	16	0 円
	15欄、16欄の他、公益目的事業の実施に伴って生じた経常外費用の額	17	7,220,090 円
	15欄~17欄の他、他の公益法人の公益目的事業のために寄附した財産の価額	18	0 円
そ の 他 の 数 値	公益目的保有財産に係る調整額(21欄-22欄)(マイナスの場合は零)	19	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等の合計額 (15欄~19欄の合計)		20	306,693,677 円

2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	2,585,357,392 円
--	----	-----------------

【参考数値】

前事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	22	2,624,205,936 円
うち認定等の日前に取得した不可欠特定財産の帳簿価額の合計額	23	0 円

3. 公益目的取得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄。マイナスの場合は零)	24	2,696,358,235 円
--	----	-----------------